

令和6年11月

# 第1回一般社団法人全国ペット協会代議員選挙 実施要綱

(一社) 全国ペット協会  
選挙管理委員長 白井茂雄

## 1. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人、被選挙人について
  - 1) 選挙人及び被選挙人は、投票日より60日前の時点において、会員名簿に登録されている者とする。
  - 2) 投票日より60日前の時点において、会員資格を停止されている者には選挙権及び被選挙権は無い。
  - 3) 選挙人、被選挙人名簿の作成  
投票日より60日前の時点の会員情報をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。
- (3) 立候補、投票とも選挙人名簿、被選挙人名簿に登録されている選挙区ごとに行う。

## 2. 選挙の公示について

- (1) 代議員選挙公示日は令和6年11月26日(火)とする。
  - 1) 公示は全国ペット協会ホームページに掲載する。
  - 2) 公示に伴う案内、ウェブ投票・立候補方法の案内等を対象の会員に郵送する。

## 3. 選挙すべき職と定数 および 任期

- ・代議員 22人
- ・任期 自：令和6年12月までに行われる代議員選挙終了から  
至：令和8年12月までに行われる代議員選挙終了まで

## 4. 代議員の定数について

- ・代議員は、会員80人に一人の割合で選挙区ごとに選出する。本選挙では投票日より60日前の時点の登録会員数を基準とするため、次ページのとおりの7選挙区の合計は22人となる。

<選挙区ごとの代議員定数>

選挙区	当選者数	都道府県
北海道・東北選挙区	2人	北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
関東選挙区	5人	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越選挙区	1人	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海選挙区	6人	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿選挙区	4人	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中四国選挙区	2人	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州選挙区	2人	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
合計	22人	

6. ウェブ選挙システムの導入について

- ・インターネットを通じて立候補や投票を行うことができるウェブ選挙システム「i-Vote」(アイボート/(株)エム・イー・シー)を利用して選挙を実施する。
- ・選挙実施に必要なデータの登録・管理、立候補の届出、投開票、集計、公開などを一括で行うことができるため、円滑な選挙運営につながる。
- ・候補者別得票結果、投票者数などの各種合計は開票時に確認できるが、誰が誰に投票したのかは、選挙管理委員会もサービス提供会社側も一切見られない。

5. 立候補の受付について

(1) 受付時期

- 1) 立候補受付期間は、令和6年11月26日(火)正午～12月9日(月)正午までとする。
- 2) 届出後に立候補を辞退する場合は、選挙初日の12日前までに文書で選挙管理委員会に届け出なければならない(WEB選挙システム「i-Vote」にて「辞退」をクリックすることで完了する)。

(2) 受付順位

- 1) 受付順位は、最終受付時刻順とする。
- 2) 名簿掲載順位は、受付順とする。

(3) 受付数が定数に満たない場合

- ・選挙管理委員会が定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ①届出はWEB選挙システム「i-Vote」を利用して行う。
- ②立候補の意思がある場合は、選挙権（被選挙権）を有する会員に発送するハガキに記載のQRコードから「i-Vote」のマイページにログインして候補申請を行う。
- ③候補申請時には、ペット業界における職務経歴（300字以内）、立候補の理由と目的（300字以内）を入力する。加えて、「登記されていないことの証明書」※、あるいは推薦人1人（条件は選挙権・被選挙権をもつ会員であること）を記載した推薦状を郵送（またはメール、FAX）にて提出する。
- ④受付期間中の内容の修正、変更はWEBシステム上で可能とするが、受付期間が終了する令和6年12月9日（月）正午以降は一切受け付けない。

- ※登記されていないことの証明書：東京法務局後見登録課および全国の法務局・地方法務局（本局）が発行する、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない」こと（平成12年4月1日以降）を証明する登記事項証明書のこと。

6. 立候補届の受理について

(1) 受付

- ・立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。
- ・受付完了すると、「i-Vote」([no-reply@i-vote.jp.net](mailto:no-reply@i-vote.jp.net)) から「管理者のメールアドレス宛て」に候補申請のメールが送られる。また、候補者のメールアドレス宛てにも「i-Vote」から立候補受付完了のメールが送られる。

(2) 受理

- ・立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て立候補届が正式受理され、「i-Vote」上で候補申請が承認されたタイミングで、「i-Vote」([no-reply@i-vote.jp.net](mailto:no-reply@i-vote.jp.net)) から候補者宛てにメールが自動送信される。
- ・ただし、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補届の修正

- ・立候補届に不備があった場合、選挙管理委員会から立候補者に対して立候補届の修正を求める。令和6年12月10日（火）正午までに修正を行わない場合は立候補届を受理しない場合がある。WEB上にて修正後、選挙管理委員会にて再度審査を行う。立候補届提出者は常に連絡を取れるようしておくこと。修正依頼の連絡はメールにて行う。

- ・候補申請を「否認」した場合は、そのタイミングで「i-Vote」([no-reply@i-vote.jp.net](mailto:no-reply@i-vote.jp.net)) から候補者宛てにメールが自動送信される。

#### (4) 立候補の辞退

- ・立候補者が自身のページで辞退の操作をした場合は、「i-Vote」([no-reply@i-vote.jp.net](mailto:no-reply@i-vote.jp.net)) より管理者アカウントに設定されたメールアドレス宛てに、候補申請辞退メールが送信される（システム上で自動送信するため選挙管理委員会は関与しない）。

### 7. 立候補者一覧および選挙公報

#### (1) 立候補者公示

- ・候補者一覧ならびにプロフィール等は、令和 6 年 12 月 12 日(木)正午を目途に「i-Vote」の投票ページ内で閲覧可能となる（投票は 12 月 13 日（金）正午から可能）。
- ・氏名掲載順は立候補届の最終受理順とする。

### 8. 選挙活動

- 1) 候補者及び選挙人は、自由な投票を妨げる等、選挙の公正を害し又は疑わせる選挙運動をしてはならない。
- 2) 選挙運動は、立候補期間が満了した時点より始まり当該選挙の前日までとし、選挙期日当日は何人も選挙運動もしくは選挙運動と見なされる行為をしてはならない。
- 3) 選挙運動を目的に戸別訪問や金品の授受をしてはならない。
- 4) 個人及び団体に対する誹謗中傷は行わないこと。
- 5) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- 6) 疑義がある行為については、選挙管理委員会へ届け出ること。

### 9. 投票について

- (1) 投票期間：12月13日（金）～12月19日（木）正午
- (2) 選挙区（ブロック）の立候補者に対し、同選挙区の正会員による投票を行う。
- (3) 投票方法
  - 1) 投票は WEB 選挙システム「i-Vote」を利用して行う。
  - 2) 投票の際は、選挙権を有する会員に発送済みのハガキ（中面に選挙管理システムログイン情報を記載）を確認の上、ハガキの QR コードを読み込んで「i-Vote」のマイページにログインを行い、投票を行う。
  - 3) パソコン等から投票を行う場合は、全国ペット協会ホームページ内のリンクから「i-Vote」のログインページを開き、ハガキに記載の ID、パスワードを入力してログインの上で投票

を行う。

(4) 無効投票等

- 1) 投票は単記無記名方式とする。
- 2) 定数を越えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。
- 3) 白票として投票することは可能だが、無効投票として扱われる。
- 4) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

10. 開票について

(1) 開票日

- ・投票締切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人

- ・開票には、選挙管理委員が立ち会う。

(3) 投票データの扱いについて

- 1) 選挙管理委員または全国ペット協会事務局担当者以外は、投票システム管理画面にアクセスすることはできない。
- 2) 外部の投票システムを利用しているため、選挙管理委員または全国ペット協会事務局担当者は管理画面による投票状況や結果等の確認は可能だが、内容を変更する操作は行えない。

(4) 無投票当選について

- ・立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(5) 当選人について

- 1) 単記無記名投票では得票数の多い者から順に、その代議員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
- 2) 当選最下位同数得票者については、開票立会人が立会いのもと、開票終了後1週間以内に選挙管理委員が厳正な抽選を行い、当選人を決定する。抽選方法として、選挙終了後、選挙管理委員立会いの下、選挙管理委員長がくじ引きを行い、当選者を決定していく。

(6) 選挙結果の公示

- 1) 選挙管理委員会は選挙結果を会長に報告するとともに、速やかに全国ペット協会ホームページ上に掲載する。
- 2) 各会員のマイページから、全選挙区（ブロック）の開票結果を確認できる（投票終了日の翌月末まで）。

11. 当選通知の発行

- ・当選が確定した後、選挙管理委員会は当選通知を発行する。

## 12. 異議の申立て

- 1) 選挙又は当選効力に異議があるときは、選挙結果の通知を受けた日より10日以内に選挙区選挙人5名以上の賛成を経て、選挙管理委員会に文書をもって異議の申立てを行うことができる。
- 2) 選挙管理委員会は、異議申立てを受けた日より1ヵ月以内に委員会を開き、これを裁決してその結果を申立人に通知するものとする。
- 3) 前項の裁決に対する異議申し立ては、受け付けない。
- 4) 選挙管理委員会は、前条の異議申立てに正当な理由があると認めるときは、改めて選挙を行うことができる。

## 13. 選挙録の作成

- ・選挙管理委員会は、選挙録を作成し、委員による署名捺印のうえ保管する。

## 14. 問合せ

一般社団法人全国ペット協会 事務局

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-2-2 大森ビル 1階

TEL.03-6206-9684 / FAX.03-6206-9685

E-メール：[senkyo@zpk.or.jp](mailto:senkyo@zpk.or.jp)